

昭和62年工業統計調査 工業調査票甲 (従業員30人以上の事業所用)

Main survey form with multiple sections: 1. 事業所の名称及び所在地 (Business name and location), 2. 事業所の名称及び所在地 (Business name and location), 3. 他事業所の有無 (Other business presence), 4. 経営組織 (Management organization), 5. 資本金額又は出資金額 (Capital amount or contribution), 6. 従業員数 (Number of employees), 7. 常用労働者毎月現在数の合計 (Total of regular employees), 8. 現金給与総額 (Total cash wages), 9. 原材料、燃料、電力の使用額 (Raw materials, fuel, electricity usage), 10. 有形固定資産 (Tangible fixed assets), 11. 製造品在庫額 (Manufactured goods inventory), 12. 製造品の出荷額 (Manufactured goods shipment), 13. 12のア、ウ、エの合計金額 (Total of A, U, E), 14. 内国消費税額 (Domestic consumption tax), 15. 主要原材料名 (Main raw materials), 16. 作業工程 (Production process), 17. 工業用地及び工業用水 (Industrial land and water), 18. 工業用地の取得面積 (Industrial land acquisition area), 19. 1日当たり水道別用水量 (Daily water usage by type), 20. 1日当り用途別用水量 (Daily water usage by purpose).

甲

甲

通商産業省

記入注意

個別事項

- 1 事業所の名称及び所在地
「事業所の名称」には、商号、その他営業上用いている正式の名称を記入してください。定まった名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。
4 経営組織
「組合」とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない匿名組合などは含めません。
6 従業員数
「常用労働者」とは、次のうちいずれかの従業員をいいます。
(1) 期間をきめず、又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。
(2) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ1日以上雇われた者。
(3) 重役、理事などの役員のうち、常勤勤務して毎月給与の支払を受けている者。
(4) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常勤勤務して毎月給与の支払を受けている者。なお、常用労働者については「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」に区別してください。
(5) 「生産労働者」とは生産物の生産される現場(補助部門を含む。)において、生産業務、その記録業務、これら業務と密接な関連のある業務に従事する労働者を含む。作業に従事しない職長、組長などの監督労働者は除かれます。
(6) 「管理、事務、技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究などの部門に働く労働者(単純作業に従事する者を含む。)をいいます。常勤勤務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」を合計したものが従業員数となります。
(7) 「個人事業主及び無給家族従業員」とは、業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常勤就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手元1程度のものは含めません。
7 常用労働者毎月現在数の合計
「常用労働者」の1月から12月までの毎月末の現在数を合計したものです。個人事業主や無給家族従業員を含めません。
8 現金給与総額
(1) 所得税、保険料、組合費などを差し引かない、いわゆる税込みの金額を記入してください。
(2) 「常用労働者に対する基本給、手当」とは、労働契約、団体協約、給与規程などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休職手当などを含んだものです。
(3) 「特別に支払われた給与」とは、常用労働者に対して、一時的な理由により、特別に支払われた給与手当、期末賞与などをいいます。
(4) 「その他の給与」とは、常用労働者以外の従業員(雇入・臨時従業員)に対するすべての現金給与及び常用労働者に対する退職金、解雇予告手当などをいいます。
9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費
(1) 「原材料使用額」
① 燃料以外のすべての製造工用の原材料(購入した水を含む。)及び工場管理のための材料、備品、消耗品などのうち、実際に使用した総使用額をいいます(購入額を記入するものではありません)。
② 原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を製造加工のために使用した場合は、はじめに使用した原材料費だけを記入してください。
③ 同じ企業に属する他の事業所から受入れたもの及び農業、林業、水産業、鉱業活動によって自家取得したものの使用額も市価に換算して記入してください。
④ 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合、例えばコークス製造用の石炭、ゴマ油用に使われた石油などは、原材料使用額に含めてください。
(2) 「燃料使用額」には、暖房用も含みます。なお、同じ企業に属する2以上の事業所に設置している自家発電所の使用した石炭、石油などの使用額は、製造品出荷額にもともなう事業所にまとめて記入してください。
(3) 「電力使用額」には、工場の電灯用も含みます。なお、自家発電によるものは除きます。
(4) 「委託生産費」とは、原材料又は製品を他の事業所に支給して、製造加工を委託した場合の加工費をいいます。
10 有形固定資産
事業所の所有するすべての有形固定資産(事業所構外のものを含む。)を標準

留意事項

- 1 「年初現在高」には、「土地」と「土地を除く有形固定資産(建物、構築物、構築物、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)」の両方を、それぞれ記入してください。
(7) 購入、建設、自家製作、同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ、建設費助成からの振替支、取得の原価額又は振替支の原価額で記入してください。
(8) 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増額額を記入してください。ただし、資産再評価による固定資産の増加は記入しないでください。
(9) 「除却額」には、売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し又は廃棄による除却額を「土地」と「有形固定資産計(土地を除く。)」に区別して記入してください。
(10) 「減価償却額」には、減価償却費として、有形固定資産助成から控除した金額又は、減価償却累計額として計上された金額を記入してください。
(11) 「建物、構築物」
(1) 建物には、工場、事務所のほか、事業所の固定資産台帳に含まれている倉庫、その他証券付属物(構外のものを除く)並びに付属設備を含めてください。
(2) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突、その他土地に定着する土設備、工作物、橋、駐車場など、減価償却の対象となるものを含めてください。
(6) 「建設費助成」を決定している事業所は、借方に加えられる金額を「借」に、「助成」を貸方として「有形固定資産計」又は他の勘定に振り替わられた金額の合計を「借」に記入してください。
11 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
(1) 年末の「製造品在庫額」は「12 製造品の出荷額、在庫額等」の「イ 品目別製造品在庫額」の「1」に記入してください。
(2) 「在庫額」には、事業所が所有するものを記入し、下請加工のために、他から支給された原料及び下請加工した製造品は含めません。
(3) 金額は標準価額によって記入してください。それが難しいときは見限り市価によって記入してください。
12 製造品の出荷額、在庫額等
(1) 「製造品」には、副産物、製造工程から出たくず、廃物も含めてください。
(2) 「製造品」は「貨加工品名」「番号」「数量単位名」などの記入にあたっては、調査票と同時に配った「商品分類表」によって記入してください。
(3) 「ア 品目別製造品出荷額」
(1) 同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、原材料又は製品を他の事業所に支給して製造加工させたもの、他事業所から支給された主要原料を加えて、これによって加工費を受け取る場合に限り、したがって、普通加工業者と呼ばれる業種に属する事業所も、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は、この事業所の「製造品」となりますから、これは「品目別製造品出荷額」に記入してください。
(2) 「工 修理料収入額」には、他人のものを修理して受け取る修理料を記入してください。ただし、船舶、鉄道車両の修理、航空機及び航空機用原動機のパワーホールなどは、「修理」として、自己所有の原材料による修理料を受け取る場合は、「品目別製造品出荷額」に記入し、他から原材料の支給を受けた場合は、「加工収入額」に記入してください。
(7) 調査票に書かないこととは補助用紙を用いてください。この際、調査票に「以下別紙」と記入するとともに、補助用紙には必ず事業所名を記入してください。ただし、補助用紙を用いた場合でも合計数字は調査票の「製造品出荷額」又は「製造品在庫額」欄に記入してください。
14 内国消費税額
「品目別製造品出荷額」の金額に含まれている物品税、酒税、トランプ税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、たばこ消費税の税額の合計を記入してください。

15 主要原材料名

- 購入又は支給された原材料のうち、主なものを入力してください。購入した原材料を使用して中間製品を作り、さらにこの中間製品を原料として製品を作ることがありますが、この場合は最初に購入した原材料名を記入してください。
16 作業工程
製造品の出荷額、在庫額等に記入した製造品及び貨加工品のうち、主なものについて、この事業所の作業工程を段階的に説明してください。2種以上の製法のある製造品については、そのうちの方法によって区別してください。機械によっているか、手作業によっているか、要点を明確に記入してください。
17 工業用地及び工業用水
(1) 「ア 工業用地の取得面積」
(1) 事業所敷地面積及び建築面積
(2) 事業所敷地面積には、事業所で使用(賃借を含む)している敷地の全面積を記入してください。ただし、仮設、住宅、畜舎、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地、生産設備などのある敷地と、道路(公道)、へい、さなどにより、明確に区別される場合はこれらの敷地の面積が、何らかの方法で区別できる場合は除いてください。ただし、事業所の隣接地に仮設予定地を事業所が占有している場合は含めてください。
(2) 「イ 用地の取得面積」
(1) 取得面積には、工業用地として本年中に買入契約を締結したものをすべてを記入してください。
(2) 公有水面の埋立の免許を受けた場合は、その許可をもって買入契約とし、許可面積が取得面積となります。
(3) 「工業用水」とは、事業所内で生産のために使用される工業用水(飲料水、雑用水を含む)をいいます。
(4) 「1日当りの用水量」とは、1月1日から12月31日までの1年間に、この事業所で使用した工業用水の総量を換算日数で割ったものです。
(5) 「ウ 1日当たり水道別用水量」
(1) 「公共水道」には、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水の量を記入してください。
(2) 「工業用水道」とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。
(3) 「地表水、伏流水」には、河川、湖沼又は貯水池から取水する水(地表水)の量と、河川敷又は旧河川敷内において集水溝によって取水する水(伏流水)の量の合計を記入してください。
(4) 「井戸水」には、浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水の量を記入してください。
(5) 「その他の淡水」には、上記のいずれにも属さない、「回収水」以外のもの。例えば、農業用水路から取水する水、他事業所から供給を受ける水などの量を記入してください。
(6) 「回収水」には、この事業所内で一度使用した水を、冷却塔、戻水池、沈殿池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水の量及び上記の回収水の施設を過ぎずに循環して使用している水の量を記入してください。
(7) 「エ 1日当り用途別用水量」
(1) 「ボイラ用水」とは、ボイラ内で蒸気を発生させるために使用される水をいいます。
(2) 「原料用水」とは、製品の製造過程において、原料としてそのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。
(3) 「製品処理用水」とは、原料、半製品、製品などの浸漬溶剤など、物理的な処理に用いるために使用される水をいいます。例えば、パルプ製造工程におけるパルプの浸漬溶剤水、ビニール製造工程における水性ゾーンの溶剤水、染色用水などがこれです。「洗じょう用水」とは、工場設備、又は製品の洗じょう用に供される水をいいます。
(4) 「冷却用水」とは、工場の設備又は原料、半製品、製品などの冷却に使用される水をいいます。
(5) 「温調用水」とは、工場内の温度又は湿度の調整のために使用される水をいいます。
(6) 「その他」とは、上記のいずれにも属さない水、例えば、工場内の従業員等の飲用水、雑用水をいいます。
備考
(1) 「休業中」「操業開始後未出荷」の事業所は、その旨をこの欄に記入してください。
(2) 借用の土地又は設備であるため、「10 有形固定資産」の欄に記入がない場合、及びその他のすべての項目について前年に比して著しく過大な数値、過小な数値がある場合には、その理由をこの欄に記入してください。